

## 2. 建築物衛生対策について

### (1) 建築物衛生対策

特定建築物の衛生対策については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）に基づき推進しているところであるが、平成19年度の立入検査等件数が前年度比2割減（約22,300件から約18,000件へ減少）と、大きく減少しており、さらに建築物環境衛生管理基準の基準超過率が近年悪化傾向にあることから、立入検査等を通じた指導助言の強化をお願いする。

### (2) シックハウス対策について

近年、住宅等の室内で、建材等から放散する化学物質を原因とした室内空気汚染等による健康への影響、いわゆる「シックハウス症候群」が問題となっている。

シックハウスの問題については、様々な要因が複雑に関係していると考えられ、「原因分析」、「健康基準値と測定法の基準」、「防止対策」、「相談体制整備」、「医療・研究対策」、「汚染住宅の改修」等の総合的な対策が必要であることから、平成12年4月に、シックハウス対策関係省庁連絡会議（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省及び環境省により構成）が設置され、関係省庁が連携しながら対策を推進している。

このうち、厚生労働省の主な取組は以下のとおりである。

#### ① 室内空気中の化学物質による健康影響等に関する研究

平成20年度は、これまでの研究成果を踏まえ、シックハウス症候群の全国規模での疫学調査及びシックハウスの概念整理・診断基準に関する研究を行っているところである。

#### ② 建材等から放散される化学物質の室内濃度指針値等の策定

これまでにホルムアルデヒド等13物質の室内濃度指針値とTVOC（総揮発性有機化合物）の暫定目標値のほか、「室内空気中化学物質の測定マニュアル」及び「室内空気中化学物質についての相談マニュアル作成の手引き」を策定した。

#### ③ シックハウス担当職員研修

都道府県等のシックハウス担当職員を対象とした「シックハウス担当職員研修会」を3月に開催し、研究事業等に基づいた最新の知見等を紹介する予定である（建築物環境衛生管理担当職員研修会と合同開催）。

各都道府県等においては、これらの活用等による、シックハウスに関する情報収集、普及啓発及び相談体制の充実について、引き続き特段の御配慮をお願いする。

なお、今般、これまでの研究事業における知見を基に、「シックハウス症候群に関する相談と対策マニュアル」をとりまとめ、保健所へ配布させていただいているところであり、御活用をお願いしたい。

### 3. その他

#### (1) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導監督について

従来、「墓地経営・管理の指針等について（平成12年12月6日付け厚生労働省生活衛生局長通知）」において、墓地経営主体は、墓地の永続性及び非営利性の確保の観点から地方公共団体が原則であり、これにより難い事情があっても宗教法人または公益法人等に限られるとの考え方を示しているところである。

これに関し、昨年12月1日より新たな公益法人制度が施行され、内閣府に置かれる公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関（以下「公益認定等委員会等」という。）の答申を経て行政庁が公益認定を行うこととなるとともに、これまでの公益法人（社団法人、財団法人）は特例民法法人に移行したところであるが、「公益法人制度改正に伴う「墓地経営・管理の指針」の解釈等について」（平成20年8月14日付け厚生労働省健康局生活衛生課長通知）」で示したとおり、「墓地経営・管理の指針」における公益法人は、公益認定等委員会等の答申を経て行政庁の公益認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人が該当し、公益認定を受けていない一般法人については、制度上、登記のみで設立できるなど原則として法人の安定性等を担保するための行政庁の監督の仕組みが存在しないことから、墓地の経営主体としては適当ではないと考えられる。

これらのことから、管下の墓地を経営する特例民法法人に対しては、以上の基本的な考え方及び「公益法人制度改正に伴う「墓地経営・管理の指針」の解釈について」の内容を踏まえて所要の指導等を行っていただきたい。

#### (2) 大臣表彰について

当課所管の大臣表彰については、以下のとおりであり、平成21年度においても例年同様に実施することとしているので、被表彰者の推薦方よろしく御願います。

なお、当該大臣表彰については昨年7月に改正し、推薦者に関係団体の長を加えたところであるが、この関係団体については、社団法人全国生活衛生同業組合中央会などの全国規模の団体（生活衛生同業組合連合会を除く）であり、都道府県からの推薦については従前のおりである。

##### ① 生活衛生功労者表彰

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

##### ② 理容師美容師養成功労者表彰

現に理容師又は美容師の養成施設経営者又は教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

##### ③ 建築物環境衛生功労者表彰

建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な成績があった者を表彰。

## 別紙資料1

○ 生活衛生関係営業に関しては、緊急保証制度導入前に普通洗濯業（クリーニング業に限る。）、旅館・ホテル、リネンサプライ業の3業種（2連合会）が指定されていたところですが、緊急保証制度の導入により以下の（1）から（3）の業種が対象業種として追加されています（日本標準産業分類（平成14年3月改訂）の細分類ごとに指定）。

### （1）平成20年10月31日追加

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| ① 食肉小売業（卵、鶏肉を除く。） | （5731） |
| ② 卵・鶏肉小売業         | （5732） |
| ③ 食堂・レストラン        |        |
| ・一般食堂             | （7011） |
| ・日本料理店            | （7012） |
| ・西洋料理店            | （7013） |
| ・中華料理店            | （7014） |
| ・その他の食堂・レストラン     | （7019） |
| ④ そば・うどん店         | （7021） |
| ⑤ すし店             | （7031） |
| ⑥ 喫茶店             | （7041） |
| ⑦ ③～⑥以外の一般飲食店     | （7099） |
| ⑧ 酒場、ビアホール        | （7131） |

### （2）平成20年11月14日追加

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| ① 他に分類されない飲食料品小売業<br>（冰雪販売業） | （5799） |
|------------------------------|--------|

### （3）平成20年12月10日追加

- |                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| ① 理容業                                 | （8221） |
| ② 美容業                                 | （8231） |
| ③ 公衆浴場業                               | （8241） |
| ④ 特殊浴場業<br>（温泉浴場業、蒸しぶろ業、サウナぶろ業、鉱泉浴場業） | （8251） |
| ⑤ 他に分類されない娯楽業<br>（ヘルスセンター）            | （8499） |
| ⑥ ビルメンテナンス業                           | （9041） |
| ⑦ その他の建物サービス業                         | （9049） |

※業種に付記した数字は日本標準産業分類（平成14年3月改訂）における産業分類番号です。

# 水道課

## 1. 水道施策の推進について

### (1) 平成21年度水道施設整備費予算(案)について(公共事業)

平成21年度予算(案)における水道施設整備費は、他府省計上分を含めて958億円(対前年度比95%)を計上している。内訳は、簡易水道施設費に283億円、上水道施設費に674億円となっている。

簡易水道施設整備については、引き続き簡易水道事業統合計画に基づき統合を推進するために必要な事業費に、上水道施設整備については、管路等の水道施設の耐震化率が低い現状等を踏まえ、地震等の災害対策を推進するために必要な事業費に重点的に予算計上したところである。

補助制度の拡充については、水道事業の統合、老朽管の耐震化の促進等に資する補助メニューについて補助採択基準の緩和等を図るとともに、一方で、近年補助要望が少なく一定の目的を達成したと考えられる補助メニューについて平成20年度限りで廃止することとしたところである。

これらの概要は以下のとおりであるので、国庫補助の積極的な活用が図られるよう、各水道事業者への周知をお願いします。

また、水道施設整備事業については、平成16年7月12日付「水道施設整備事業の評価の実施について」に基づき、事前評価及び再評価を実施することとしているが、水道水源開発施設整備事業(海水淡水化施設を除く。)については、原則5年ごとの評価に加え、本体着工前の適切な時期に評価を実施することとなっているので、各水道事業者に対し、再評価時期について遺漏なきよう周知願いたい。

なお、公共事業については、早期の契約締結が求められることから、補助事業の上半期内の契約締結について、適切なお配慮をお願いします。

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度 予 算 額	平成 21 年度 予算額(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比率(%)
水道施設整備費	100,848	95,805	△ 5,043	95.0
(簡易水道)	( 29,684)	( 28,349)	(△ 1,335)	( 95.5)
(上水道)	( 71,110)	( 67,418)	(△ 3,692)	( 94.8)
(調査費)	( 54)	( 38)	( △ 16)	( 70.4)

※ 厚生労働省、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、内閣府（沖縄）計上分の総計

### 【水道水源開発等施設整備費補助における国庫補助制度の拡充】

#### ①事業統合を行う場合の「老朽管更新事業」「重要給水施設配水管」「石綿セメント管更新事業」の補助採択基準の緩和（平成30年度までの時限措置）

給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件を、次のいずれかに該当する水道事業者が行う場合には適用しない。

- ・平成21年度以降に他の水道事業との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者。
- ・水道事業との事業統合計画、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成30年度までに統合する計画であるものに限る。

#### ②「老朽管更新事業」の補助対象の追加

基幹管路に布設されている耐震性の低い継手の「塩化ビニル管」を、老朽管更新事業の補助対象に加える。

#### ③「老朽管更新事業」の補助採択基準の緩和（平成25年度までの時限措置）

老朽管更新事業のうち、基幹管路に布設されている鑄鉄管及びコンクリート管の更新であって、次のいずれにも該当する水道事業者が行う場合には、「給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件」を適用しない。

- ・基幹管路における「布設後20年以上経過した鑄鉄管、コンクリート管」（以下「老朽管」という）が、基幹管路延長の10%以上残存している水道事業者。
- ・単年度あたり、基幹管路延長の1.5%以上又は5km以上の老朽管更新を行う整備計画により事業を行う水道事業者。

## 【簡易水道等施設整備費補助における国庫補助制度の拡充】

### ④「簡易水道統合整備事業」の補助採択基準の緩和

- ・「同一行政区域内に存在する」との補助採択要件を撤廃する。
- ・「しゅん工後10年以上計画した」との補助採択基準を撤廃する。ただし、平成28年度までに統合しなければならない簡易水道等に限る。

### ⑤「基幹改良事業」の補助対象の追加

「飲料水供給施設」を基幹改良事業の補助対象に加える。ただし、平成28年度までに統合しなければならない飲料水供給施設であり、かつ、以下の地域にあるものに限る。

- ・過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、半島振興法に定める地域

### ⑥「基幹改良事業」の補助採択基準の緩和

基幹改良事業のうち「管路を廃止して新設する事業」について、次のとおり補助採択基準を緩和する。

- ・管路延長距離要件の20%以上を、10%以上に引き下げる。ただし、財政力指数が0.30以下の市町村が行う事業に限る。
- ・铸铁管及びコンクリート管の更新については、管路延長距離要件を適用しない。

## 【補助メニューの廃止】

次の事業については、平成20年度限りで廃止する。

### ①水道水源開発等施設整備費補助

- ・「浄水場排水処理施設」
- ・水質検査施設等整備費の中の「水質検査施設」

### ②簡易水道等施設整備費補助

- ・「特鉱水道施設」

## (2) 平成21年度非公共事業関係予算（案）について

水道ビジョン推進費の中で、アジアをはじめとする世界の水道の発展に貢献していくために、我が国の水道技術・制度等に関するアジアでの現地セミナー及び水道関係者との政策対話の開催、水道事業のニーズ調査等を実施し、我が国の水道分野の国際展開の取組を支援していくための経費として、水道産業国際展開推進事業費を22百万円計上したところである。このほか、水質管理等強化対策費や水道水源水質対策費などの事業についても所要額を確保したところであり、引き続き、水道施策を推進していくこととしている。

## (3) 平成20年度第2次補正予算（案）について（水道施設整備費）

水道施設整備費において管路、配水池等の水道施設の耐震化の一層の促進を図るため、

次のように平成20年度第2次補正予算（案）に所要額を計上したところである。

（単位：百万円）

区 分	予算額（案）
厚生労働省計上分	8,450
内閣府計上分（沖縄）	1,530
国土交通省計上分（北海道）	200
合 計	10,180

【第2次補正予算（案）における国庫補助制度の拡充】

<水道水源開発等施設整備費補助（ライフライン機能強化等事業費）>

①重要給水施設配水管（緊急時給水拠点確保等事業費）

- ・資本単価要件を適用しない。
- ・給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件を適用しない。
- ・補助対象に、導水管及び送水管を加える。

②基幹水道構造物の耐震化事業（緊急時給水拠点確保等事業費）

- ・資本単価要件を適用しない。

③石綿セメント管更新事業（水道管路近代化推進事業費）

- ・資本単価要件を適用しない。
- ・給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件を適用しない。

④老朽管更新事業（水道管路近代化推進事業費）

- ・資本単価要件を適用しない。
- ・給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件を適用しない。
- ・補助対象に布設後20年以上経過した「塩化ビニル管」を加える。なお、配水支管を含む。

（4）水道ビジョンの推進について

全国の水道普及率は約97%に達し、水道は国民生活の質の向上や経済活動に直結する基盤施設として必要不可欠なものとなっており、将来ともより良い水道サービスの提供が求められている。

このため、厚生労働省では、平成16年6月に「水道ビジョン」を策定し、水道の現状と将来見通しを分析評価し、水道のあるべき将来像について全ての水道関係者が共通の目標を持って、それを実現するための重点的な政策課題と、具体的な施策及び方策、工程を包括的に明示した。水道ビジョンは、21世紀の中頃を見通しつつ概ね10年間

を目標期間とし、5つの主要政策課題（安心、安定、持続、環境、国際）を示し、それぞれの課題ごとに掲げられた政策目標への対応を図ることとしている。

また、平成19年度に水道ビジョン策定後3年を迎えたことから、水道ビジョンフォローアップ検討会を設置し、施策目標の達成状況及び各施策・方策の進捗状況等についてレビューを行い、本年7月に水道ビジョンを改訂した。水道ビジョンの改訂版は、基本的に従来の水道ビジョンを踏襲し、7章「レビューに基づく水道施設の重点取組項目」を新たに加え、水道ビジョンの目標達成に向けて今後重点的に取り組むべき項目を示した。

都道府県におかれては、管下水道事業者等に対し地域水道ビジョンの策定推進などにより、今後の水道事業等に求められる施策の着実な実施が図られるよう適切な指導についてお願いする。

また、水道ビジョンの趣旨を踏まえ、都道府県版の地域水道ビジョンの作成について積極的に検討されたい。

## （5）水道における危機管理について

### ① 地震等災害対策について

#### ア 水道施設の耐震化

一昨年は能登半島地震、新潟県中越沖地震、昨年も岩手・宮城内陸地震等の大規模な地震が続けて発生しており、また、東海地震等大地震発生の逼迫性も指摘されている中、水道の耐震化を図ることは喫緊の課題となっている。水道施設の適切な耐震化を図るため、水道施設の耐震性能基準を明確化すべく、水道施設の技術的基準を定める省令を改正したところである（平成20年3月28日公布、平成20年10月1日施行）。

また、既存施設についても耐震化を計画的に進めていただくよう、通知を発出しており、水道施設の適切な耐震化に向けて引き続き取組、指導をお願いする。

#### イ 災害拠点病院等への給水確保

災害時における基幹病院及び透析医療機関等への給水を確保するため、重要給水施設に至る配水管等の水道施設の耐震化の促進に努められたい。また、水道施設（重要給水拠点以外含む）の耐震化にあたっては、国庫補助制度も活用し、計画的に整備が図られるよう指導されたい。

さらに、関係機関とも連携し、基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制を構築、確認するなど、断水発生時においても速やかに対応が図られるよう、応急給水体制の充実を図られたい。

### ② 飲料水健康危機管理について

最近においても、給水停止等に至る水質事故が発生していることから、水道水質の異常時における迅速かつ的確な対応のため、緊急時連絡体制の整備、水質異常時の対応指針の策定等について万全を期していただきたい。

特に飲料水に起因して発生したと報告があった感染症も自家用井戸、小規模な水



道を中心に発生しており、後者では塩素消毒が適切になされなかった時に生じており、濁度管理とあわせ、衛生上の措置等の徹底が図られるよう特段の配慮をお願いする。また、飲料水に起因することが疑われる食中毒が発生した際には、症状から疑われる病原生物と合わせて、水道法の公定法に基づき、濁度、残留塩素(水道水の場合)、一般細菌及び大腸菌を速やかに検査いただきたい。

なお、国における水質事故等の緊急時における対応については、飲料水健康危機管理実施要領を策定して対応しており、都道府県等に対しても健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の、より迅速かつ適正な実施を図るとともに、あわせて、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合の連絡方法についても周知を行っているところであり、改めて、緊急時の迅速・円滑な対応にあたりご配慮いただきたい。

### ③ 渇水に伴う断減水報告について

厚生労働省では、渇水に伴う水道の断減水状況を迅速に把握するため、従前よりその情報提供について依頼しているところではあるが、今後とも引き続き各都道府県の協力をお願いしたい。

なお、平成20年度は、夏季の西日本を中心とした少雨の影響により、7月から11月にかけて香川県及び愛媛県の一部で給水制限が行われたことから、厚生労働省においても「厚生労働省水道渇水対策本部」を設置し、渇水情報の収集・整理や関係機関との連絡調整等に努めたところである。

## 2. 水道水質管理について

### (1) 水質基準制度の円滑な施行

#### ① 水質基準、水質管理目標設定項目等について

水道の水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、厚生労働省において専門家会議を設置して、必要な知見の収集及び調査研究を実施し、引き続き検討を進めているところである。

最近の水質基準の見直し状況としては、平成20年12月に「水質基準に関する省令」を一部改正し、平成21年4月1日から、①「1,1-ジクロロエチレン」に係る水質基準を廃止し、②「シス-1,2-ジクロロエチレン」に係る水質基準を「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に変更し、③「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」に係る水質基準を5mg/Lから3mg/Lに強化することとした。

水質基準の見直しに伴い、「水道施設の技術的基準を定める省令」における薬品基準及び資機材材質基準並びに「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における給水装置浸出性能基準について、来年度の施行に向け改正手続きを行っているところ。このうち、TOCに係る資機材材質基準及び水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の給水装置浸出性能基準に関しては、塗料等からの溶出量を低減させることが技術的に困難なこと等を踏まえ、現行基準値0.5mg/Lを維持することとしている。

また、水質基準以外にも、水道水質管理上留意すべき項目として水質管理目標設定項目を通知により示しているが、平成21年4月1日から、「アルミニウム及びその化合物」及び「1,1-ジクロロエチレン」を追加し、「ジクロロアセトニトリル」及び「抱水クロラール」の目標値を変更し、農薬類の対象農薬リスト中の「EPN（殺虫剤）」及び「クロルピリホス（殺虫剤）」に係る目標値を見直すこととしたので留意願いたい。

## ② 水質検査計画の策定

水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者は、水質検査を実施するに当たり、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定することとされており、水道事業者及び水道用水供給事業者にあつては、さらに需要者に対して水質検査計画や検査結果の情報提供を行うことを規定しているので適切な対応をお願いしたい。なお、水質検査においては、各水道事業者等が過去の検査結果や原水の水質に関する状況に応じて、合理的な範囲で検査の回数を減じるか、又は省略を行うことができることとされ、水質検査の回数及び省略が可能な場合並びに項目ごとの採水場所についても規定している。また、水質検査計画は、水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものであるが、水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査についても、必要に応じて水質検査計画に位置付けることが望ましい。

## ③ 水質検査方法及び水質検査の信頼性確保

水質基準項目の検査方法については、水質検査技術の革新等に柔軟に対応できるようにするため、厚生労働省に常設の専門家会議を設置し検討しているところであり、現在は、上述の水質基準見直しに伴う検査方法改正の手続きを行っているところである。

また、平成19年3月には、新たな検査手法について民間水質検査機関等から広く提案募集を行ったところであり、現在、公定検査法としての採用の可否について検討し、採用可能となった検査方法については、公定検査法として採用すべく手続きを進めているところである。

水道水が水質基準に適合していることを確認するための水質検査は、需要者が直接接口にする水の安全性を確認することであるので、正確かつ精度が高く、高い信頼性の保証が求められている。このため、都道府県等の検査機関においても、水質検査の信頼性確保のための体制の構築に向けた自主的な取り組みの推進について配慮をお願いする。特に厚生労働省では、水質検査の精度管理の向上を目的に、登録水質検査機関、水道事業者及び地方公共団体等の検査機関を対象として、統一試料を用いた外部精度管理調査を実施しており、調査結果に基づき登録水質検査機関の階層化及び公表を行うとともに、検査機関における検査体制の改善につなげるため、精度管理に関する研修会を開催している。都道府県等においても、本調査の積極的な活用を図られたい。